# 令和6年度

# 神戸市 商店街・小売市場向け 支援制度説明

この制度は令和6年度一般会計予算の成立を前提としています。

神戸市経済観光局商業流通課



# <del>令和5年度</del>の申請書類の提出締切は・・・

# 

※令和6年3月31日が日曜日のため、直前の市役所開庁日である3月29日が締切です



書類の準備・提出漏れが無いか、

今一度ご確認を!

# 支援制度に関するお問い合わせについて

● お問い合わせについては内容集約のため、メールまたは FAXでお願いいたします。

メール:shogyo@office.city.kobe.lg.jp

F A X: 078-984-0345

※本説明資料に同封している「質問票」をご活用ください

(ホームページにも掲載しています)

- お問い合わせ内容によって、回答までにお時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- 商業流通課のホームページには本説明資料・送付書類等を掲載しているほか、問い合わせへの回答も随時公開いたします。

ホームページはコチラ



# 目次

商店街	01	令和6年度神戸市の支援制度の概要	P01-02
	02	提出書類の審査について	P 0 3 - 0 4
	03	地域商業活性化支援事業	P05-1(
小売市場向け	04	共同施設建設等補助事業	P11-1
FJ \/ /	05	街路灯電力料補助事業	P16
	06	商店街・市場「応援隊」派遣事業	P17-18

その他

○7 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業 P19○8 商業者によるにぎわい・魅力発信活動支援事業 P20

# 01 令和6年度神戸市の支援制度 (1/2)

## 団体向け 補助金



### 地域商業活性化 支援事業

商店街・小売市場が主体的に企画・実施する事業を柔軟に支援。

- 集客拡大のためのイベント開催
- 魅力発信のためのマップ 作成
- ・空き店舗対策のための内装改修…など



共同施設建設等 補助事業

アーケード、街路灯、 防犯カメラなどハー ド設備の新設・改修・ 撤去を支援。



街路灯電力料 補助事業

商店街・小売市場が設置管理する終夜点灯している街路灯等の電力料を支援。

一部改正

一部改正

継続

# 01 令和6年度神戸市の支援制度 (2/2)

団体向け 人的支援

その他補助金



商店街・市場 応援隊派遣事業

様々な知識・経験又は 専門的なスキルが 持った応援隊員が、 商店街・小売市場の 主 き 支援。



商店街 若者・女性新規 出店チャレンジ 応援事業

若者及び女性が市内 の商店街区内の空き 店舗に出店する場合 に改装工事費を支援。



商業者による にぎわい・魅力 発信活動支援事業

# 02 提出書類の審査について

- ●補助金事業に関する審査や問い合わせ業務等を 民間事業者に委託する予定です。
- 民間事業者への委託は補助金業務に関する事項 であり、普段の相談事等は引き続き当課までご連 絡ください。
- 詳細等が決まりましたら、改めてご連絡いたします。

# イメージ図

# 02 提出書類の審査について

現在



- ①補助金に関する相談、申請書類の提出
- ③追加書類の提出



- ②問い合わせ回答、提出書類の審査、修正依頼
- ④交付の決定、決定の通知

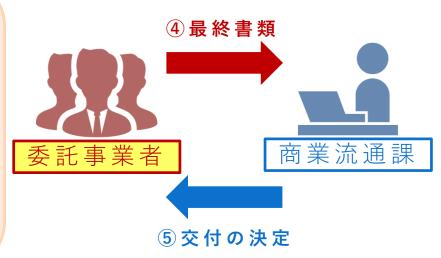
今後



団体

- ①補助金に関する相談、申請書類の提出
- ③追加書類の提出

- ②問い合わせ回答、提出書類の審査、 修正依頼
- ⑥決定の通知



# 商店街・小売市場向け制度

#### ■事業目的

「集客力向上・売上向上・地域課題解決」を目指して、商店街・小売市場等が主体的に 企画・実施する事業を柔軟に支援し、**まちの魅力とにぎわいの創出**をはかる

#### ■補助メニュー 一覧

	単年度型	3 年計画型	クオリティアップ 事業枠	販路拡大 事業枠
補助率	1 / 2 以內	2 / 3 以內	* 1/2以內	1/2以內
補助限度額(上限)	100万円	5 0 0 万円	<b>2 0 0</b> 万円 <sup>令和6年</sup> 変更点	度 <b>200</b> 万円
補助対象事業	- <u>当該年度内</u> に完了す る事業	<u>3年間の事業計画</u> に 基づき実施する事業	テーマをもって明るく 美しく快適にクオリ ティアップするための ハード整備を、3年以 内の計画に基づき実施 する事業	宅配、送迎、イン 宅配、送迎、イン ターネット販売、展 示会への出店など販 路拡大につながる事
補助対象者	   商店街・小売市場 	商店街・小売市場 およびNPO等	商店街・小売市場	商店街・小売市場・   小売業者で構成され   る団体
選考委員会評価委員会		令和 6 年 5 月予定	令和 6 年 5 月予定	_

■単年度型、3年計画型の事業例





魅力発信





空き店舗 活用

#### ▽事業例

季節の祭り

イルミネーション

ガイドブック

ガイドマップ

ホームページ

SNS、アプリ開発

人材育成

勉強会

マーケティング調査

通行量調査 等

店舗誘致

団体が実施する空き店舗内装工事

- ■令和6年度からの変更点
  - ・従来の「認定申請」は廃止し、「交付申請」を行っていただきます。
    - ・交付申請の提出期限は【令和6年3月13日(水)必着】です。
    - ・3月13日の交付申請の受付終了後、当課にて申請内容を審査します。
    - ・審査の結果、各団体の補助金の総額が<u>本事業の予算額を超えた場合</u>は **予算の範囲内で交付決定額を調整**します。(単年度型・販路拡大事業枠のみ)
      - ・<u>予算額を超えなかった場合</u>は、4月15日(月)から<u>交付申請の受付を再開</u>します。 不備のない申請書類が揃った順に受付し、<u>予算に達し次第受付を終了</u>します。
  - ・交付申請時に【見積書】の提出が必要です。
    - ※1件あたりの金額が10万円(税込)を超える見込みがあるもの。<br/>
      1者分でOK。



- ・変更申請では交付決定した事業に関する変更のみ、申請が可能です。
- ・【事業の新規追加】の場合は変更申請ではなく、新たに交付申請を していただく必要があります。

■基本的な申請の流れ

- 単年度型
- · 3 年計画型 (2 · 3 年目)
- · 販路拡大事業枠
- **2** 交付申請 3月13日 (水) 提出 必切
- 審査・交付決定通知
   4月1日(月)以降
- 3 事業実施
- 4 実績報告
- 5 審査・交付額確定通知
- 6 補助金の交付
  - ▽凡例

青字:団体が行う

緑字:市又は委託事業者が行う

- ・3年計画型(1年目)
- ・クオリティアップ事業枠(1年目)
- 1 <u>意向調査</u> 3月13日 (水) 提出が切
- 2 企画提案
- 3 選考委員会 5月ごろ、詳細はP.9を参照
- 4 企画内容審査·採否決定
- 5 交付申請
- 6 書類審査・交付決定通知
- 7 事業実施
- 8 実績報告
- 9 審査・交付額確定通知
- 10 補助金の交付

■選考委員会とは

対象 3年計画型・クオリティアップ事業枠の利用を希望する団体

内容 事業計画や企画について、プレゼンテーションを行っていただきます

■選考委員会スケジュール (予定)



※詳細のスケジュールは、意向調査票を提出した団体に追ってご連絡します

■ 3 年計画型 進捗管理及び評価について

アドバイザー派遣

評価委員会

- ・アドバイザーを団体に派遣し、定期的に進捗管理を行います
- ・団体の費用負担はありません
- ・3年間の事業完了後に報告を行っていただきます
- ・評価委員会による評価を実施します

-09-

■注意点

手引き

必ずご確認を!今和5年度からの変更点があります。

本市HPにも掲載しています



各種申請・支払いなどの

期限を厳守!



1 度の支出で**10万円**(税込) を超える見込みがある場合

見積合わせを!



財産処分の制限期間内の 補助金の目的に反した **使用、譲渡、取壊し、廃棄**等

→補助金の返還



地区担:

事業に変更がある場合

地区担当者へ連絡を!

#### 概要

快適な商環境づくりのために、アーケード・ 街路灯・防犯カメラシステムなど、共同施設 の改修等に要する費用を補助します

#### 対象団体

商店街・小売市場 ※諸条件あり

#### 対象事業

- ●共同施設の「新設」「改修」「撤去」
- 2 商店街・小売市場が保有する財産であること
- ③ 総事業費 (消費税を除く) が100万円以上 ※撤去は50万円以上
- | 補助対象事業は「1団体1事業」です





補助対象 施設

アーチ アーケード 街路灯

冷暖房設備会館・集会室カラー舗装

駐輪駐車場 ※来街者の利用に供するもの

休憩施設

利便施設(インフォメーション、物品預かり所、共同トイレ等)

ストリートファニチャー(シンボル、モニュメント、彫刻等)

その他コミュニティ施設

防犯カメラシステム

消防用設備



補助率

補助対象経費の 1/3以内



補助限度額

600万円 ※撤去は700万円

#### 「新設」「改修」の場合

▶ 補助対象経費から他の収入(国や県の助成金等)を控除した額に対し、 1/3以内

(例)補助対象経費が900万円で、県の助成金を併用した場合

県補助額 150万円 市補助額 250万円

自己負担※ 500万円

※商店街・小売市場の団体負担

#### 「撤去」の場合

補助対象経費の1/3以内

(例)補助対象経費が1,500万円で、県の助成金を併用した場合

県補助額 250万円 市補助額 500万円

自己負担 750万円

# Attention

令和6年度に本補助制度を利用する場合は、

## 「R6共同施設建設等補助事業エントリーシート」を提出してください。

- 〆切: 令和6年3月13日(水)必着
- 見積書を添付してください。
- エントリーシートが未提出の場合、補助金が利用できませんので ご注意ください。
- ¥

利用申込書(見積書)の工事費用をもとに補助上限額(県・市)を決定します。実際の工事費用が増額となっても、補助上限額を超える補助金は交付されません。



補助事業の工事契約日の1か月前までに「交付申請書」を提出してください。申請書の作成方法や補助事業の詳細は「利用の手引き」をご確認ください。



工事期間の延長や支払日の延期など、事業期間の延長をされる場合は、事前の承認が必要です。必ず変更申請を行ってください。



補助金交付までの流れ

- エントリーシート 🗐
- 令和6年3月13日(水)必着
- → 1 上限額通知 ※4月下旬頃の予定
- 交付申請書 🗐

工事契約日の30日前まで

- 交付決定通知
- 補助事業の実施 ※事業変更or中止の場合は事前申請が必要
- 実績報告書 🗐
  - **か**交付額確定通知 補助金の交付

事業完了後30日以内 or 令和7年3月31日の早い日まで

#### 街路灯電力料補助事業 05

概要

商店街・小売市場の発展と地域の安全確保を図るため、団体が 設置・管理する街路灯等(共同施設)の電力料を補助します

対象施設

- 1 街路灯(道路上の独立柱) 2 アーチ (照明付)
- 3日よけ (照明付)

- 4 アーケード (照明付)

補助要件

- ・終夜点灯していること
- ・道路占用許可を受けていること
- ・団体が電力料を負担していること
- ・団体において適切な維持管理が行われていること
- ・神戸市街灯助成金(建設局)を受けていないこと



補助金額

街路灯数×2,000円

- ▶アーチは道路を横断するものを2灯、それ以外は1灯と計算
- ▶日よけ・アーケードは20㎡につき1灯と計算

# 06 商店街・市場「応援隊」派遣事業

#### 事業目的

市民の暮らしに身近な商店街・小売市場の機能強化

## 事業内容

- ・様々な知識・経験及び専門的スキルを持った<u>応援隊員</u>が 団体の様々な課題に応じた支援を行う
- よろず相談員が様々な相談にワンストップで対応する

対象

神戸市内の商店街・小売市場

#### 負担金

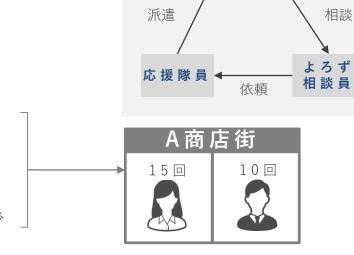
4,500 円 / 回 ※令和6年度変更点

派遣回数

派遣上限25 回 / 1 団体

※同一応援隊員の同一団体への派遣は

**15**回 / 年度まで、**通算3年**まで」



団体

制度利用を希望する場合は、

**3 月13日(水**) までに**意向調査票**をご提出ください。

# 06 商店街・市場「応援隊」派遣事業

#### ■注意点



応援隊員は**団体の主体的な取り組み**に寄り添い支援してくれる<u>伴走者</u>です。業者やアルバイトではありません!



令和6年度から、段階的に「負担金」を増額します。

これまで 3,000円/回

令和6年度 4,500円/回 +**1,500円** 

令和 7 年度 6,000円/回 +1,500円 (予定)

令和 8 年度 8,000円/回 +2,000円 (予定)

各団体への派遣回数を維持するための増額です。あしからずご了承ください。



令和6年度から40名の応援隊員により支援を行います。 新たな応援隊員については、令和6年4月1日以降に情報を公開します。

# その他制度

#### 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業 07

事業目的

商店街・小売市場の空き店舗への新規出店を支援することで 商店街等の活性化を促進する

事業内容

若者及び女性が市内の商店街区内の空き店舗に

出店する場合の改装工事費を補助する ※<sup>今和6年度変更点</sup>



※当補助金は兵庫県と神戸市それぞれに申請を行い、交付決定を受ける必要があります

補助率 上限額

補助対象経費の 1/6、最大 45万円 %県と合わせて <math>1/3、最大 90 万円

※令和6年度変更点

補助要件

(一部抜粋) ※詳しくはHPをご確認ください

- ・ 開 業 後 速 や か に 、 団 **体 の 会 員 等 と な り** 、 団 **体 活 動 に 参 加 す る こ と**
- ・商店街等への出店について、団体の代表者の同意が得られること
- ・申請者本人が**若者**(令和6年4月1日時点で50歳未満)または**女性**であること

お願い

団体のみなさまには、書類\*の提出や作成をお願いする場合があります。 ご協力をよろしくお願いします。 \*定款や会則等、構成員名簿

## 08 商業者によるにぎわい・魅力発信活動支援事業

# │神戸の未来と活気をつくる 「商業戦隊ゴテンジャー」/

概要

市内の商業者等で構成する商業者グループが、将来にわたり継続して実施する「にぎわい・魅力発信」活動に対して支援

対象団体

小売業、飲食業、サービス業を営む市内中小事業者または個人事業者が5者以上で構成する商業者グループ ※商店街・小売市場が定める区域以外の事業者が構成員の半数以上など諸条件あり

対象事業

地域商業の活性化および地域の個性を活かしたまちの魅力と にぎわいの創出を目的として、将来にわたり継続して実施する「にぎわい・魅力発信」に資する事業

- · にぎわいイベント (バル、テイクアウトマルシェ、スタンプラリー等)
- ・**魅力発信**(HP・チラシ作成、SNS発信等)
- 開発・販売促進(食材フェア等)など

補助率

対象経費の 1 / 2 以内

補助額

最大50万円

